

入 札 説 明 書

S D G s アクションフォーラム運営等業務委託

(令和3年12月9日付け公告分)

ジャパン S D G s アクション推進協議会

この入札説明書は、本入札に係る公告及び次に掲げる法令等の規定に準ずるほか、この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）
- (3) 神奈川県財務規則（昭和 29 年神奈川県規則第 5 号）
- (4) 競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和 40 年神奈川県規則第 106 号。以下「資格規則」という。）

このほか、入札に係る詳細な手続については、別添「入札に係る詳細手続き」のとおり。

1 調達内容

- (1) 業務名
SDG s アクションフォーラム運営等業務委託
- (2) 業務内容及び契約の条件等
別紙仕様書及び契約書（案）のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所
別紙仕様書のとおり

2 入札参加者に求められる資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 地方自治体の指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 視聴者 1,000 人以上のオンラインイベントの運営経験があること。
- (4) 日英同時通訳を伴うイベントの運営経験があること。

3 入札に関する事務を担当する所属

郵便番号 231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁本庁舎 3 階

ジャパン SDG s アクション推進協議会事務局（神奈川県政策局いのち・未来戦略本部室 SDG s 連携グループ） 的場、米積 電話(045)285-0909（直通）

4 入札参加者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、別紙参加意思表明書を、令和 3 年 12 月 20 日（月）午後 5 時まで（必着）に郵送してください。

入札参加資格がないとした場合、所定の期限までに競争参加資格確認通知書により通知します。

5 入札参加資格がないとされた者の説明要求

入札参加資格がないと認めた理由の通知を受けた者は、通知が発行された日の翌日から起算して 5 日以内（土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始を除く。（以下「閉庁日

を除く。」という。)に苦情申立書を3に記載する場所に持参することにより説明を求めることができます。説明要求に対しては、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して5日以内(閉庁日を除く。)に回答します。

6 入札日程

(1) 仕様書等に関する質問及び回答

質問期限 令和3年12月14日(火)午後5時

仕様書等に質問がある場合は、ジャパンSDGsアクション推進協議会事務局(sdgs-renkei.mx4p@pref.kanagawa.jp)宛て送付ください。質問に対する回答については、ジャパンSDGsアクション推進協議会ホームページ

URL: <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/bs5/20211209.html> にて、

令和3年12月16日(木)午前13時から閲覧に供す予定です。再質問は認められません。

(2) 参加意思表明書提出期限

令和3年12月20日(月)午後5時

(3) 開札予定日時

令和3年12月24日(金)午前10時

(4) 開札場所

郵便番号 231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎5階共用会議室

(当日は、9時50分までに、本庁舎3階のち・未来戦略本部室にお越しください)
開札場所に入室できるのは、会社ごとに1名になります。

なお、初度の入札で予定価格内の入札がない場合は、直ちに再度入札を実施します。

(5) 本人確認

入札書に記載された代表者又は代理人の本人確認を行いますので、免許証等、身分を証明できるものを必ず持参してください。確認ができない場合は、入札参加を認めません。

また、代理人の方は委任状が併せて必要になります。委任状には、宛名、件名、委任事項、代表者の記名押印、受任者の記名押印が必要となります。

7 その他

(1) 落札者が契約締結までに、2で定める入札参加者に求められる資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。

(2) 入札保証金

免除します。

(3) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはけません。

また、公正に入札を執行できないと認められるとき、又はそのおそれがあるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止め、若しくはくじ引きにより入札参加者を決定することがあります。

(4) 入札に関し要する費用

入札参加者が本件入札に関して要する費用については、当該入札参加者の負担とします。

(5) 入札書の記載に関する事項

ア 入札書は、開札日に持参してください。

イ 入札参加者は、消費税及び地方税法に基づき、課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札金額としてください。落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。

ウ 入札の際、最低制限価格を設ける場合があります。

(6) 入札の回数

入札の回数は、原則として1回としますが、開札の結果、予定価格の制限の範囲内での価格の入札がないときは、直ちに2回まで入札を行うものとします。なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することはできません。

(7) 落札者の決定方法

神奈川県県財務規則第41条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内（最低制限価格がある場合があります）で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、最低価格をもって有効な入札を行った者が複数ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

(8) 契約書の作成

ア 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。なお、契約の締結に要する費用は、落札者の負担とします。

イ 契約条項は、別紙契約書（案）のとおりです。

(9) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(10) 落札者が契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4、若しくは第167条の11の規定に基づく指名競争入札の参加者の資格の制限を受けた場合又は地方自治体の指名停止処分を受けた場合には、契約を締結しません。

(11) 契約に係る予算執行の適正を期するために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うことにしています。このため、本入札を落札し契約する場合に取り交わす契約書には、次の条文を設けています。

（業者調査への協力）

第〇条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、

同様とする。

- (12) 新型コロナウイルス感染症の拡大や天災等により、やむを得ず入札を中止する場合は、入札日までに参加意思表示書提出者の問合せ先に連絡します。

その際、違約金等を請求できません。

- (13) この入札についての問合せ先

ジャパンSDGsアクション推進協議会事務局（神奈川県政策局いのち・未来戦略
本部室SDGs連携グループ） 的場、米積 電話(045)285-0909（直通）

入札に係る詳細手続き

(入札説明書)

入札参加者は、入札説明書（仕様書等を含む。以下、「入札説明書」という。）をよく読んだ上で、入札に参加しなければならない。入札説明書についての不知又は不明を理由として、入札後に異議を申し立てることはできない。

(説明要求)

入札参加者は、入札説明書について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。また、入札参加者は、質問期間を過ぎて質問することはできないものとする。ただし、入札手続きに関する質問については、この限りでない。

(委任状)

代表者が別の者に入札に係る手続き行為等を委任する場合は、別添様式1「委任状」を提出すること。

提出書類に使用する印は一連の過程で同一のものとし、代表者にあつては本人印、代理人にあつては委任状の受任者欄に押印された印でなければならない。

なお、使者による入札は認めない。

(入札書の提出)

入札参加者は、別添様式2「入札書」に必要事項を記入・押印し、封緘した上で、開札当日、持参により提出すること。

一旦提出された入札書は、書き換え、引換え、又は撤回をすることはできない。

入札書は厳重に保管するものとし、開札日時まで、封筒を開封しない。

なお、郵送による入札は認めない。

(入札の辞退等)

入札を辞退する場合は、直接又は郵送により様式3「辞退届」を開札前日までに提出しなければならない。ただし、入札書を提出した後は、辞退することはできず、また、一旦提出された辞退届は、撤回できない。

入札参加者が入札書提出締切日時までに入札書又は辞退届を提出しなかった場合は、未提出（無断欠席の扱い）として取り扱う。

(入札書を提出した後の資格喪失)

入札書を提出した後に、当該案件の入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに電話で申し出るとともに、別添様式4「入札参加資格喪失届」により届出を行うこと。

(入札の中止等)

一般競争入札において入札参加者が一者もない場合、ジャパンSDGsアクション推進

協議会会計責任者（以下、「会計責任者」という。）は入札を中止する。会計責任者は、入札を公正に執行することができないと判断される場合は、入札を延期し、又は中止することがある。入札を延期又は中止した場合は、会計責任者は入札参加者全員にその旨を通知する。

（無効となる入札）

次の一に該当する入札書は、無効とする。

- 1 公告に示した入札参加者に必要な資格のない者が提出したもの
- 2 入札説明書及び仕様書等に示す入札条件に違反した入札書
- 3 入札書等の記名押印及び訂正印がないもの
- 4 金額を訂正したものあるいは金額の記載が不明瞭なもの
- 5 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
- 6 入札通知に示した案件名の記載がないもの
- 7 その他事前に示した項目の記載が漏れているもの
- 8 2通以上提出された入札書

（失格）

入札参加者が、次のいずれかに該当するときは失格とし、入札又は再度入札に参加することはできない。

- 1 開札日時において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下、「政令」という。）第 167 条の 4 に該当するとき
- 2 入札時において、入札参加者が指名競争入札の指名を取り消されたとき
- 3 入札時において、入札参加者が指名停止を受けている期間中であるとき
- 4 入札時において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしているとき又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしているとき
- 5 入札時において、銀行取引停止となったとき
- 6 公正な価格を害し、又は不正に利益を図る目的をもって連合するなど入札に際し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為その他の不正の行為をしたとき
- 7 最低制限価格を設定した場合で、最低制限価格未満の価格による入札をおこなったとき
- 8 正常な入札の執行を妨げる行為をしたとき

（落札者決定）

入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定した場合には、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

なお、有効な入札書を提出した者のうち、予定価格内で最低の価格をもって入札した者

(別添)

を落札者とする。当該価格の入札者が複数ある場合は、「くじ」により落札者を決定する。

(入札内訳書の提出)

落札者は、入札終了後速やかに入札金額の内訳書を書面にて提出しなければならない。

(入札後の異議申立)

入札参加者は、入札後、仕様書、予め提示した契約条件等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。